



議案第九十七号

鳥取県町村非常勤職員公務災害補償認定委員会及び鳥取県町村非常勤職員公務災害補償審査会加入団体数の増減及び共同設置に関する規約の変更について

地方自治法第二百五十二条の七第二項及び第三項の規定により、昭和四十七年四月一日から、鳥取県町村非常勤職員公務災害補償認定委員会及び鳥取県町村非常勤職員公務災害補償審査会に、北条町羽合町泊村中学校組合ほか二団体を加入させ、既に廃止された八頭衛生施設組合を除く等のため、共同設置に関する規約を次のとおり変更する。

昭和四十七年九月二十一日提出

鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅己

昭和四十七年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

町村等の非常勤職員の公務災害補償に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約

町村等の非常勤職員の公務災害補償に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を次のように改正する。

別表中「日野町江府町衛生施設組合」を「日野町江府町日南町衛生施設組合」に改め、  
「八頭衛生施設組合」を削り、  
「北条町羽合町泊村中学校組合  
倉吉市関金町国民宿舎企業団  
鳥取県東部町村交通災害共済組合」  
を加える。

附 則

この規約は、昭和四十七年四月一日から適用する。